

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宇佐市	下矢部地区	令和2年9月30日	令和 年 月 日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積(農業委員会の地区データを活用)	78.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	61.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.1ha

### 2 対象地区の課題

下矢部地区については、認定農業者の法人及び個人が主に地域の担い手となっており、5年間は大きな問題は生じないと考えられる。しかし、10年後を考えると法人の構成員の高齢化が懸念される。今後、構成員の世代交代を進めるために青年の新規就農者の確保に取り組む必要がある。また、鳥獣害被害が多いので対策等を検討する必要がある。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は基本的には、現在主に耕作している認定農業者の法人及び個人に集約化している。今後も、下矢部地区の農地は、人・農地プランに記載されている中心経営体に、地権者と耕作者と協議しながら集積していく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向(5年後)		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻等	21.5 ha	水稻等	28.1 ha	
認農	B	水稻等	2.4 ha	水稻等	2.4 ha	
認農	C	水稻、みかん等	5 ha	水稻、みかん等	5 ha	
認農	D	水稻等	3 ha	水稻等	3 ha	
認農	E	水稻等	2.5 ha	水稻等	2.5 ha	
認農	F	水稻等	2 ha	水稻等	3 ha	
認農	G	水稻等	2.7 ha	水稻等	2.7 ha	
認農	H	水稻等	10 ha	水稻等	11 ha	
認農	I	水稻等	6.5 ha	水稻等	10 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	9人		55.6 ha		67.7 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

アンケート結果により、農地の貸付意向のある人を1名把握している。今後についても、高齢化により農業をリタイアする方が増えてくると思われるので、地区の総会等で農地の貸付け意向の確認を行う。

農地中間管理機構の活用方針

下矢部地区は、将来の経営農地の集約化を目指し、農地の利用権設定をおこなう際には、農地中間管理機構を活用していく。

基盤整備への取組方針

圃場整備をして約50年経過し、水路の老朽化や農業機械が大型化されているので、農道の拡幅や水路改修の基盤整備事業に取組むことを検討していく。

新規・特産化作物の導入方針

今後、水稻の価格が低下することが予想されるので、収益性の高い園芸作目の導入も地区として検討していく必要がある。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害防止対策として、今後も事業を活用して電柵等を圃場周辺にはる予定である。